

物品調達等及び委託・役務業務一般競争入札事務処理要領（事前審査型）

1 趣旨

広島県水道広域連合企業団（以下「企業団」という。）が実施する、入札前に入札に参加する者に必要な資格を審査する一般競争入札（以下「事前審査型一般競争入札」という。）の事務については、広島県水道広域連合企業団契約規程（令和5年広島県水道広域連合企業団管理規程第9号。以下「規程」という。）その他別に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

2 対象

この要領の対象となる契約は、次の契約に係るもので事前審査型一般競争入札に付すものとする。

- ア 物品（印刷物を含む。）の購入、修繕、借受け、売払い及び交換
- イ 委託・役務業務（広島県水道広域連合企業団建設工事執行規程（令和5年広島県水道広域連合企業団管理規程第10号）第2条に定める建設工事、測量・建設コンサルタント等業務発注事務処理要綱（令和5年4月1日制定）第2条に定める業務及びアを除く委託業務又は役務の提供を受ける業務をいう。）

3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 入札に参加しようとする者に必要な資格要件（以下「入札参加資格要件」という。）として、前項アに係るものについては次のア及びイの事項、前項イに係るものについては次のアからウの事項を定めるものとする。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定のいずれにも該当しないこと。
- イ 公告日から開札日までの間のいずれの日においても、企業団又は広島県の指名除外を受けていないこと。
- ウ 公告日から開札日までの間のいずれの日においても、委託・役務業務低入札価格調査制度事務処理要領（令和5年2月1日制定）第11項に定める他入札への参加禁止措置の対象となっている者でないこと。

- (2) 前号に加え、入札参加資格要件として、次の事項のいずれかを定めるものとする。

- ア 発注に対応する契約種目について、広島県物品・委託役務競争入札参加資格者名簿に登載されており、その有効期間を経過していないこと。
- イ アに定める事項と同等と企業長が認める許可、認可等を受けていること。

- (3) 前号により難しい場合は、同号ア及びイに代え、「営業に必要な許可、認可等を受けていること。」を入札参加資格要件とする。

- (4) 前3号に掲げる事項のほか、契約の性質、目的等に応じ、入札参加資格要件として、次の事項を定めることができる。

- ア 業務を行うための一定の資格を有すること。
- イ 一定の資格を有する技術者を一定数以上有すること。
- ウ 発注する業務について一定の実績を有すること。
- エ 本社、支社、営業所等を一定の地域に有すること。

オ アからエまでのほか、必要と認める事項

4 入札参加資格要件の決定等

前項の入札参加資格要件は、規程第2条第1項に定める契約担当職員（以下「契約担当職員」という。）が決定する。ただし、広島県水道広域連合企業団指名業者等選考事務等取扱要領（令和5年4月1日制定）第2条の規定により設置する指名業者等選考委員会（以下「指名業者等選考委員会」という。）に諮るものについては、その審査を経て決定するものとする。

5 低入札価格調査制度の適用

要領第2項イに規定する業務について一般競争入札を実施する場合には、委託・役務業務低入札価格調査制度事務処理要領の「対象契約判別フロー」に沿って、低入札価格調査制度を適用するかどうかの判断を行うものとする。

6 公告

- (1) 規程第16条に定める公告（以下「公告」という。）は、ホームページへの掲載により行うものとする。
- (2) 契約担当職員が必要と認める場合は、前号に定める方法に加え、その他の方法により公告することができる。
- (3) 公告は、案件ごとに異なる事項及び当該入札に参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）に注意喚起しなければならない事項（以下「個別事項」と総称する。）のみを記載し、基本的に全ての案件に共通であるような事項（以下「共通事項」という。）は、これを別紙として引用する形とすることができるものとする。
- (4) 公告する事項は、規程第17条第1号から第6号までのほか、次の事項とする。
 - ア 落札者の決定方法
 - イ 契約保証金に関する事項
 - ウ 入札に参加する方法
 - エ アからウまでのほか、契約担当職員が必要と認める事項
- (5) 公告の標準的な文例は、別に定める。
- (6) 公告日を決定する場合は、見積期間、入札参加資格確認申請の受付期間、質問期間等に十分配慮するものとする。

7 仕様書等の交付又は閲覧

- (1) 当該入札に係る仕様書及び図面（以下「仕様書等」という。）は、公告に定める期間に、公告に定める方法により、交付し、又は閲覧に供するものとする。
- (2) 仕様書又は図面に対する質問は、仕様書等に対する質問・回答書（別記様式第1号）によって受け付けるものとし、質問に対する回答はホームページへの掲載等により入札参加希望者全員に周知する。ただし、現場説明等を行う場合はこの限りでない。
- (3) 仕様書等は、公告と併せ、ホームページへ掲載するものとする。ただし、次の場合は、仕様書等の全部又は一部を掲載しないことができる。

- ア 図書や大量の紙媒体であるなどの理由により、ホームページへ掲載するためのデータ化が困難と判断される場合
- イ 秘匿性のある内容を含むため、ホームページへの掲載が不相当であると判断される場合
- ウ その他、正当な理由により、契約担当職員がホームページへの掲載が不相当と判断した場合

8 説明会

契約担当職員は、当該契約の性質、目的等により、特に必要があると認めるときは、仕様書等の内容について、説明会を実施することができる。

9 入札参加資格確認申請書等の提出

- (1) 入札参加希望者は、公告に定める期限までに、入札参加資格確認申請書（別記様式第2号）を契約担当職員に、持参、郵便等（郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便。以下同じ。）又は電子メールにより提出しなければならない。
- (2) 郵便等による提出は、書留郵便その他これに準じる方法によるものとする。
- (3) 入札参加希望者は、公告に定める入札参加資格要件に応じ、必要な書類を入札参加資格確認申請書に添付しなければならない。
- (4) 入札参加資格確認申請書及び前号に定める必要な書類（以下「入札参加資格確認申請書等」という。）の作成に要する費用は、入札参加希望者の負担とする。
- (5) 提出された入札参加資格確認申請書等は、これを入札参加希望者に無断で使用してはならない。
- (6) 入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者については、指名除外をすることがある。

10 誓約書の提出

- (1) 入札参加希望者は、法令等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書（別記様式第3号）を契約担当職員に提出しなければならない。
- (2) 誓約書は、入札参加資格確認申請書とともに提出しなければならない。

11 入札参加資格要件の確認

契約担当職員は、入札参加資格確認申請書等の内容を審査し、当該入札参加資格要件に適合しているか確認するものとする。ただし、指名業者等選考委員会に諮るものについては、当該委員会の長の承認を得るものとする。

12 入札参加資格要件の確認結果の通知

- (1) 当該入札参加資格要件の適否を確認したときは、公告に定める期限までに、入札参加希望者にその者に係る確認結果を入札参加資格確認結果通知書（別記様式第4号）により通知するものとする。
- (2) 前号の場合において、当該入札参加資格要件に適合しないとされた者に対しては、その理由を入札参加資格確認結果通知書に記載するものとする。

13 無資格者への理由説明

契約担当職員は、入札参加希望者のうち、当該入札参加資格要件に適合しないとされた者の求めがあれば、その理由を説明するものとする。

14 入札結果等の公表

契約担当職員は、物品調達等及び委託・役務業務の入札及び契約に係る情報の公表に関する要領（令和5年2月1日制定）の規定により入札結果等をホームページへの掲載により公表する。

15 落札者の決定方法

- (1) 落札者の決定方法は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項本文の定めるところによる。
- (2) 開札の結果、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、施行令第167条の9の規定により、その場で直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。当該入札者のうちくじを引かない者（開札に立会っていない者を含む。）があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16 その他

- (1) 総合評価落札方式による一般競争入札及び低入札価格調査に係る事務については、別に定める。
- (2) 施行令第167条の10第2項に規定する最低制限価格は、原則として設けないこととする。
- (3) この要領に定めるもののほか、一般競争入札の事務手続きに関して必要な事項は、企業長が別に定めるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和5年2月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 広島県水道広域連合企業団水道事業等の設置等に関する条例（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第1号）第5条第3項に規定する地方機関（広島県水道事務所を除く。）が執行する一般競争入札については、令和8年3月31日までの間、法令その他別に定めのあるものを除くほか、構成団体（広島県を除く。）の要綱等をこの要領とみなして適用する。ただし、入札参加資格要件の決定等を行う委員会及び審査会等については、企業団により設置するものとし、入札に参加する者に必要な資格として定める指名除外を受けていない者については、企業団又は構成団体の指名除外を受けていない者とする。
- 3 前項の規定において、要綱等の規定中「市」又は「町」とあるのは「企業団」と、「市長」又は「町長」とあるのは「企業長」と、部署、職名等については企業団の該当する部署、職名等にそれぞれ読み替えるものとする。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行し、同日以降に事前審査型一般競争入札に付すものから適用する。

(別記様式第1号)

仕様書等に対する質問・回答書

令和 年 月 日

(契 約 担 当 職 員)

様

所 在 地

商号又は名称

物品・委託役務等の名称 :

| | |
|------------------|--|
| 質 問 事 項 | |
| 回 答 | |

(別記様式第2号)

入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

(契 約 担 当 職 員)

様

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

(担 当 者)

(電 話 番 号)

(F A X 番 号)

(メールアドレス)

令和 年 月 日付で公告のあった次の一般競争入札について、必要書類を添えて申請します。

なお、地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること、入札参加資格要件を満たしていること及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

1 物品・委託役務等の名称：

2 添付書類

書類名を記入（誓約書は必須）

・誓約書

(別記様式第3号)

誓約書

令和 年 月 日

(契約担当職員)

様

所在地

商号・名称

代表者職氏名

(担当者名)

今般の_____(物品・委託役務等の名称)____の競争入札に関し、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条若しくは第8条第1号等の法令に抵触する行為は行っていないことを誓約するとともに、今後とも法令を遵守することを誓約します。

また、この誓約書の写しが公正取引委員会及び警察本部に送付されることについて、異議はありません。

(別記様式第4号)

入札参加資格確認結果通知書

令和 年 月 日

様

(契 約 担 当 職 員)

令和 年 月 日付けで申請のあった入札参加資格確認申請について、確認結果を次のとおり通知します。

| | | |
|-------------|----------------------|--|
| 物品・委託役務等の名称 | | |
| 入札公告日 | | |
| 入札年月日 | | |
| 入札参加資格要件の適否 | 適 ・ 否 | |
| | 入札参加資格要件に適合しないと認めた理由 | |

注 入札参加資格要件に適合しないと通知された者は、当職に対してその理由説明を求めることができます。この説明を求める場合は、令和 年 月 日までに、その旨を記載した書類を提出してください。